契約の内容

施 設 名 福島地方環境事務所

旭 以 石	個面地分來免事物別
業 務 名	令和3年度中間貯蔵施設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報 告書作成業務
契 約 年 月 日	令和3年4月1日
契 約 方 法	随意契約
業務場所	特記仕様書記載内容のとおり
契 約 業 者 名	福島県教育委員会
契約業者の住所	福島県杉妻町2番16号
工期(自)	令和3年4月1日
工期(至)	令和4年3月31日
業務概要	本業務は、平成 30 年度から令和2年度までの3年間にわたって福島県教育委員会に契約をして実施した双葉町の銅谷迫遺跡及び後迫B遺跡の包蔵地内の発掘調査として、その遺物及び遺構等の記録、出土品の整理保管、報告書の作成を行うものである。
契 約 金 額	46,100,00円(消費税込)
予 定 価 格 (随意契約の場合)	55,446,600円 (消費税込)

随意契約理由書

施設名:福島地方環境事務所

工 事 名	令和3年度中間貯蔵施設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書作 成業務
契約業者名	福島県教育委員会
	本業務は、平成30年度から令和2年度までの3年間にわたって
	福島県教育委員会に契約をして実施した双葉町の銅谷迫遺跡及び
	後迫B遺跡の包蔵地内の発掘調査として、その遺物及び遺構等の
	記録、出土品の整理保管、報告書の作成を行うものである。
	「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について(通知)」
	(平成 10 年 9 月 29 日庁保記第 75 号文化庁次長通知)に基づき、
	福島県教育委員会が定めた「埋蔵文化財発掘調査等取扱い基準」
	(平成 12 年 4 月) により、福島県教育委員会は現地調査及び資料
	作成とその成果をまとめた報告書の作成までを含む発掘調査を行
	うこととなっている。
	以上の理由により、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、
	本業務の請負契約の相手方として福島県教育委員会と随意契約を
	締結するものである。
随意契約理由	
	(参考) 埋蔵文化財発掘調査等取扱い基準(平成12年4月福島
	県教育委員会)
	6 埋蔵文化財の取扱い措置
	開発事業等にあたって、遺跡の現状保存ができない場合には、
	開発事業等の工事範囲及び内容によって、県教育委員会及び市町
	村教育委員会は、原則として試掘・確認調査の結果をもとに、そ
	れぞれ本発掘調査・工事立会・慎重工事の措置をとる。
	その意義は、次の各号に示すものとする。
	(1) 本発掘調査の措置
	開発事業に先立って、記録の作成のための発掘調査を行うこ
	とをいう。また、発掘調査には、現地調査及び資料整理とその成
	果をまとめた報告書の作成までを含むものとする。
	(2) ~ (3) 略